

令和5年度

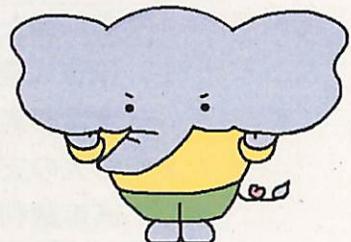
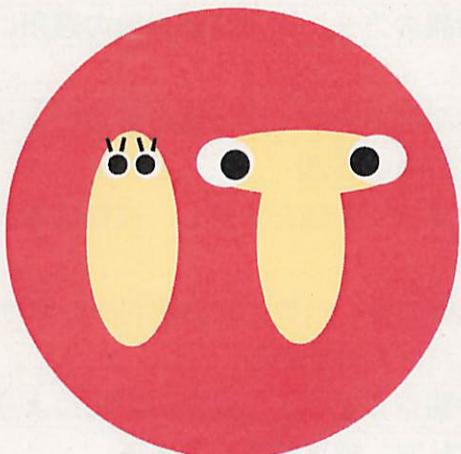
民事事件担当裁判官等事務打合せ

簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ

(令和5年9月28日)

協議結果要旨

いいこと たくさん



最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和5年9月に開催された民事事件担当裁判官等事務打合せ（協議事項1から3まで）及び簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ（協議事項2、3）の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

目 次

協議事項 1 法定審理期間訴訟手続の運用に向けて検討すべき事項	1
第1 制度趣旨及び現在検討中の民事訴訟規則案を踏まえて、今後重点的に検討を進めるべき具体的な事項	1
1 主要争点等記載書面（仮称）に記載すべき内容のイメージ	1
2 双方から提示された「予想される主要な争点」や証拠をもとに、具体的に、どのように主張・証拠の整理を進めるか、また、第1回期日においては、弁論終結日、判決言渡期日の指定のほか、どの程度の進行予定を定めることが考えられるか。	2
3 判断事項関連書面に記載すべき内容のイメージ	3
4 判決書のイメージ	3
5 その他	4
第2 各庁における今後の検討の進め方	4
1 これまでの工夫例・実践例・検討結果	4
2 今後の各庁における検討の進め方	5
協議事項 2 ウェブ会議の方法による口頭弁論の運用に向けて検討すべき事項	6
第1 第1回口頭弁論期日をウェブ会議の方法により実施するか否かを判断するに当たっての考慮要素	6
1 原告代理人はウェブ会議を希望し、被告は本人訴訟という場面における考慮要素	6
2 法人の支配人等の扱い（特に簡易裁判所における論点）	7
3 高等裁判所における考慮要素	7
第2 第1回口頭弁論期日をウェブ会議の方法により実施する場合の留意点（期日指定の在り方、意見聴取の方法等）	7
1 期日指定の在り方	7
2 意見聴取の方法	8
3 書記官事務	9
第3 その他（判決言渡期日におけるウェブ会議の実施、通信障害があった場合の対応等）	9
1 判決言渡期日におけるウェブ会議の実施	9
2 通信障害があった場合の対応	10
3 その他	10

第4 地方裁判所と簡易裁判所、簡易裁判所相互の連携の在り方	12
1 地方裁判所と簡易裁判所の連携の在り方	12
2 簡易裁判所相互の連携の在り方	12
協議事項3 その他改正民事訴訟法の運用に關し検討すべき事項	13

協議事項 1 法定審理期間訴訟手続の運用に向けて検討すべき事項

第1 制度趣旨及び現在検討中の民事訴訟規則案を踏まえて、今後重点的に検討を進めるべき具体的な事項

- 法定審理期間訴訟手続（以下「本手続」という。）の具体的な運用イメージについては、本手続の利用が当事者のイニシアティブに委ねられているという制度設計を踏まえると、通常の訴訟の場合以上に、充実した訴訟活動や迅速な訴訟進行のために必要な準備・作業を行うことを当事者に求めることも可能であり、そのことを意識して検討する必要があるとの認識が改めて共有された。
- その上で、資料1（改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則（案）対照表。以下、この規則（案）を「規則案」という。）や資料2（法定審理期間訴訟手続（本手続）の事務フロー（例））に基づき、手続の序盤から終盤にかけて、当事者からいかなる書面を提出してもらい、どのように手続が進行すれば、本手続に沿う審理判断ができるかを意見交換した（なお、本協議では、最初から本手続の利用を想定した「基本形」をベースとして議論し、途中から本手続に付す方法（途中乗車型）や、付調停を利用するなどして実質的に期間を延長する方法（乗り継ぎ型）は取り上げていない。）。

1 主要争点等記載書面（仮称）に記載すべき内容のイメージ

- 規則案231条の3において、本手続による審理を求める当事者双方は、その申出等をした後速やかに、予想される主要な争点等を記載した書面（以下「主要争点等記載書面」という。）を提出しなければならない旨の規定が置かれることが検討されていることを受けて、手続の冒頭の段階で、当事者に提出させるべき書面のイメージについて意見交換がされた。
- この書面には、本手続により審理及び裁判をする旨の決定をするかどうか（改正民事訴訟法381条の2第2項の要件該当性）を判断するとともに、早期に紛争の全体像を把握し、実質的な審理の開始につなげるために必要な情報が記載されるのが望ましいことに異論はなかったが、その具体的なイメージについては、次のような意見があった。
 - 主要争点等記載書面には、主要な争点のほか、これに関する重要な間接事実や対応する証拠を記載してもらうことをイメージしている。期間内に手続を終了させられるか否かを見極めるためには、提出予定の証拠の内容・分量・所在（当事者が既に入手している証拠か）が明らかになること

が重要である。

- 裁判所にとって、争点の所在や関連する事実等を、できるだけ具体的かつ詳細に記載してもらうことが望ましいが、手続の初期段階で過度に詳細な記載を求めた場合、当事者の負担が重くなり、本手続を利用する上のハードルが高くなることも懸念されるので、バランスを取ることが重要である。
- 書面の体裁にこだわる必要はなく、必要な内容を箇条書きで記載するといったもので足りるのではないか。

2 双方から提示された「予想される主要な争点」や証拠をもとに、具体的に、どのように主張・証拠の整理を進めるか、また、第1回期日においては、弁論終結日、判決言渡期日の指定のほか、どの程度の進行予定を定めることが考えられるか。

- 改正民事訴訟法381条の3によれば、本手続の第1回期日（資料2参照。以下「審理予定協議期日」という。）において、6か月以内の日に弁論終結日を、それから1か月以内の日に判決言渡期日を指定しなければならないと定められているところ、期間内に審理を終えるための審理の進め方や進行予定の定め方について意見交換がされた。
- 主張・証拠の整理の進め方については、審理予定協議期日において、裁判所と当事者双方との間で、主要な争点に関する認識をかみ合わせ、必要に応じて絞り込みを行うことが重要であること、また、どのように主張・証拠の整理を進めるかの検討に際しては、一般の審理運営改善における実践例を応用するという視点が必要であることに異論はなく、そのための具体的な方法として、次のような意見があった。
 - 序盤の口頭協議の手法を参考にしつつ、裁判所が要件事実の構造や主要な争点を確認し、必要に応じてブロックダイヤグラムを三者間で共有して争点をかみ合わせ、その結果を記録化することが考えられる。その際、事前に争点や協議事項を提示しておくことも有益である。また、協議に当たっては、当事者に時系列表を作成してもらう等、当事者との間で適切に役割分担をすることが重要である。
 - 本手続においては、準備の前倒しや証拠に基づく主張が特に重要なことを当事者に意識してもらうことが必要である。そのための方法としては、①必ず争点ごとに証拠を提出させること、②審理予定協議期日において、証拠の有無や証明力を協議し、何が実質的争点として残るのか確認することなどが有用である。

- ・ 審理予定協議期日で充実した議論をするためには、労働審判のように、事情を把握している担当者等の出頭を求め、事情聴取をすることも考えられる。
- 進行予定については、審理予定協議期日において、弁論終結日及び判決言渡期日の指定が可能となる程度に審理計画を定めておく必要があるとの点には異論がなかった。スケジュールを当事者と共有し、可能な限り、弁論終結期日に至るまでの各期日等を一括して指定するとの意見が多かった。

3 判断事項関連書面に記載すべき内容のイメージ

- 規則案231条の7第1項において、本手続において裁判所が判断すべき主要な争点及びこれに関連する攻撃防御方法の要旨を記載した書面（以下「判断事項関連書面」という。）の提出を当事者に命じることができる旨の規定が置かれることが検討されていることを受けて、手続の終盤で当事者に提出させる書面のイメージについて意見交換がされた。
- この書面の具体的なイメージについては、①当事者が認識する争点整理の結果を記載するという側面と、②判決書に添付し得るという側面があることを前提として、次のような意見があった。
 - ・ 序盤に提出された主要争点等記載書面の内容がベースになって、審理の過程で、当事者が必要な範囲で加筆修正して、自然と出来上がっていくといった形が考えられる。手続の冒頭で、主要な争点についての認識が共有されている場合には、加筆すべき内容は多くないはずであるし、審理期間も限られているのであるから、重いものは不要である。
 - ・ 序盤の期日で共有された争点について、裁判所が準備したフォーマットに当事者が書き入れていき、それを審理中から共有していくといった形で作成することも考えられる。
 - ・ 主要事実のほか、当事者が重要と考える間接事実を記載してもらえば、判決書に添付できる。ただし、判決書への添付を目的としてしまうと、それに適した体裁・内容のものにすることに意識が向きかねないから、必ずしも判決書への添付を目指す必要はないのではないか。

4 判決書のイメージ

- 弁論終結日から1か月以内に判決を言い渡すための判決書のイメージについて意見交換がされ、現時点で考えられるイメージとして、次の意見があつた。
 - ・ 事実の記載は、当事者が作成した書面を活用することとし、請求の原因

その他の攻撃又は防御の方法の要旨については、判断事項関連書面を別紙として添付する形が考えられる。当事者が作成した書面を活用しない場合にも、事実の記載は簡潔にすべきであるので、冒頭に前提事実等を記載するようなことは不要であろう。

- ・ 判断すべき争点についての判断とその理由に重点を置くべきであり、認定事実も、判断すべき争点との関係ごとに必要な範囲で記載するといったイメージではないか。不利な判断を受ける当事者の納得を得るため、当事者が特に判断を求めているポイントに絞って、丁寧に記載することが考えられる。
- 判決書の理由において、敗訴者の主張を個別に排斥する必要はなく、異議が申し立てられたときに記載すれば足りる、手形判決のように「証拠によれば認められる」という書き方もあり得るのではないか等の意見もあった。この点については、改正民事訴訟法381条の5において、判決書の「理由」は要旨とされていない点に留意する必要があるとの指摘があった。その上で、判決書は、控訴審や国民一般に向けた分かりやすさよりも当事者への説得力を意識し、当事者双方との間で確認した「判決において判断すべき事項」についての判断内容の説示に注力すべきであり、それ以外の部分は、コンパクトな記載とするのが望ましいといった方向性が改めて確認された。

5 その他

- 本手続で尋問を行った場合の尋問調書に関し、録音体利用（民訴規則68条）を検討しているとの紹介があった。また、審尋の活用に関しては、前向きな意見があった一方、異議が出た場合に尋問のやり直しが必要になるとの指摘もあった。

第2 各庁における今後の検討の進め方

1 これまでの工夫例・実践例・検討結果

- 次のような現行法下での工夫例や実践例、アイデアが紹介された。
 - ・ 有志が中心となり、審理序盤の口頭協議において、6ヶ月以内に心証開示をする旨説明し、このようなスケジュールの下で審理を行っている。迅速に審理が可能なものは、3回程度で争点整理が終了している。
 - ・ 具体的な審理期間（6ヶ月）は設定しないが、当事者双方に対し、早期に争点整理を進めて心証開示する旨予告すると、早く心証開示を得たいと考えている弁護士から協力が得られやすい。

- ・ 第1回期日等までに、当事者双方に対し、審理期間の希望を聴取し、希望された期間内で審理判断を行うことを検討している。
- こうした工夫例や実践例を通じて、早期に解決ができる当事者の満足度も高かったという意見があったほか、未済事件が減って裁判官のメリットも実感したという意見があった。

もっとも、試行によって、もともと6か月で処理できる事件を早期に終了させることはできても、1年かかる事件を6か月で終えるのは難しいとの課題や、当事者との役割分担を適切にしないと、裁判官が手をかけ過ぎになってしまうとの課題も指摘された。

2 今後の各庁における検討の進め方

- 弁護士会と協議するに先立ち、まずは具体的な運用イメージを裁判所内部で形成しておくことが重要であることが確認された。そのための方法として、事件の内容や代理人の意向等を踏まえながら、適する事案をピックアップして、現行法下において試行しつつ、書面のイメージを検討して具体化されること等が必要であるとの意見が多かった。
- 他方で、先行して弁護士会と協議を進めている府においては、弁護士から6か月で心証が開示される点に意義を感じているとの指摘がされていることから、引き続き制度の意義や当事者のメリットを伝えつつ、可能な範囲で現行法下における試行を重ねることが重要であるとの意見があった。
- 一定の「納期」を意識して、そこに向けて審理を進めていくといった部分は、一般的の民事訴訟における審理運営改善の取組に通ずる話であり、そのような観点を意識して審理運営改善の実践をすることにより、将来的に各府で弁護士会と法定審理期間訴訟手続に関する協議をする際にも、実感を伴った働きかけをすることができるとの認識が共有された。

協議事項2 ウェブ会議の方法による口頭弁論の運用に向けて検討すべき事項

第1 第1回口頭弁論期日をウェブ会議の方法により実施するか否かを判断するに当たっての考慮要素

1 原告代理人はウェブ会議を希望し、被告は本人訴訟という場面における考慮要素

- 被告本人の現実の出頭が求められる第1回口頭弁論期日であっても、原告代理人においては、ウェブ会議の方法で参加したいといったニーズも一定程度あり得ることから、原告代理人はウェブ会議を希望し、被告は本人訴訟であるという場面において、ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を実施するか否か、その判断に当たっての考慮要素について意見交換がされた。

(原告代理人)

- 原告代理人は、基本的にウェブ会議の利用の相当性を肯定し得るもの、原告代理人についてウェブ会議を認めるか否かを考える考慮事情として、次のような意見が述べられた。
 - ・ 一般的な考慮要素としては、事件の性質、第1回期日の審理予定や被告の出頭可能性、期日の指定状況やウェブ会議の機器設営の負担の程度（使用する法廷や期日を入れ替えたりする場合の書記官の負担等）、などが考えられる。
 - ・ 原告代理人が、原本による書証の取調べを申し出ている場合には、ウェブ会議の実施を認めるのは相当でない（後記第3の3（3）参照）。
 - ・ 原告代理人にはウェブ会議での参加を認めつつ、被告本人には、少なくとも1回は現実の出頭を求めることに対して、被告本人から強い不満が述べられ、それによって円滑な審理に支障を来すおそれが生じる場合も考えられる。事前に判明した参考情報等により、そのようなおそれが高いと考えられる場合には、遠方ではない原告代理人に現実の出頭を求めるこも考えられる。
 - ・ 原告代理人からウェブ会議を希望する旨の申出の時期が遅かった場合には、機器の準備や法廷の確保等が困難である（後記第2の3参照）。

(被告本人)

- 前回の事務打合せでは、当事者本人については、少なくとも初回は現実の出頭を求めるのが相当との意見が多かったが、以下のような事情が存在する場合には、第1回口頭弁論期日であっても、被告本人にウェブ会議の利用の相当性を肯定し得るとの意見があつた。

- ・ 遠隔地の居住者（管内面積が広い場合、交通アクセスが悪い場合、合意管轄により被告住所地が管外である場合等）
- ・ 要警備事案や、当事者が障害を有する場合等の要配慮事案
- 従前は、チーム作成方式でウェブ会議を実施していたことから、ウェブ会議の実施により、当事者本人が裁判官との間でチャットやファイル共有という期日外コミュニケーションを利用することが可能になるといった事情が存在していたが、今後、いわゆるURL方式によるウェブ会議も可能となり、この方式による場合には、期日外のコミュニケーションは利用できないこととなる（会議中のチャットは可能）。このような事情も、当事者本人にウェブ会議を認めるか否かの判断に影響を与えることが確認された。

2 法人の支配人等の扱い（特に簡易裁判所における論点）

- 法人の支配人等のうち、複数の訴訟事件が係属している業者の支配人及び許可代理人（簡易裁判所）については、属性を既に確認できているという意味で、原告のウェブ会議の相当性を肯定し得るという意見が多かった。
- もっとも、業者事件で原告側にウェブ会議を認めるか否かは、法廷の制約や書記官の負担等との兼ね合いから、各府の規模・実情に応じて検討する必要があるとの意見があった（後記第2の1参照）。

3 高等裁判所における考慮要素

- 地裁と比較して管内面積が広い上、当事者双方に代理人が就いていることも多く、一回結審のために出頭しなくとも良いという代理人のニーズも想定されることから、一審での状況次第ではあるが、ウェブ参加を広く利用できるとの意見が複数府から出された。

第2 第1回口頭弁論期日をウェブ会議の方法により実施する場合の留意点

（期日指定の在り方、意見聴取の方法等）

1 期日指定の在り方

- 同一時刻に複数の事件の期日を指定する運用があるが、ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を円滑に実施するためには、どのような指定の仕方が考えられるかについて協議された。
（期日の入れ方）
- ウェブ会議は機器の準備が必要となるため、できる限り時間帯をまとめて集中的に実施するのが効率的であり、ウェブ会議専用の期日の時間枠を設け

るのがよいという意見が多かった。もっとも、庁の実情に応じてウェブ会議と非ウェブ会議の事件の時間枠が峻別されていなくとも差し支えないのではないかとの意見もあった。

- ウェブ会議専用の期日の時間枠を設ける場合であっても、時間になってウェブ会議が始まらないと代理人が不安になるので、同一時刻に複数の事件を入れるのではなく、少しづつ時間をずらして期日指定する方が望ましいとの意見が多かった。もっとも、当事者に対し、順次接続するので待機しておいてほしい旨を事前にアナウンスしておくことにより、複数期日を同一時刻とすることも可能ではないかとの意見もあった。
- ウェブ会議を実施するに当たり、法廷や準備室等のディスプレイ・機器を庁内で合理的に利用・融通するためには、機器が利用可能な曜日・法廷を設定し、部ごと又は係ごとに適宜割り振りをする等、庁の実情に応じた検討する必要があるとの指摘があった。

(簡易裁判所における業者事件)

- 大規模簡易裁判所においては、業者事件を1回の期日で数十件処理しているところ、大量処理の中でウェブ会議の個別希望に応じることは難しいとの意見がある一方、同一の業者が原告として複数の事件を抱えている場合には、専用の枠を設けてウェブ会議を実施することで、迅速かつ合理的な事件処理ができるとの意見もあった。
- これに対し、小規模簡易裁判所では、業者事件でも同じ時間帯に大量に入ることはなく、ウェブ会議を実施することが可能であるとの意見もあった。

2 意見聴取の方法

(原告代理人)

- 原告代理人に対し、ウェブ会議の方法での参加希望の有無をどのように聴取するかが協議されたところ、期日指定の在り方と関連して、次の意見があった。
 - ・ ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を実施する場合、期日の時間枠を選別する必要があるため、希望を聞くのであれば期日指定の時までに行う必要があるとの意見が多かった。
 - ・ その上で、一律に希望の有無を聴取するとの意見がある一方、ウェブ会議の希望があったとしても、必ずしもウェブ会議を実施することになるとは限らないことから、意見を聴取する事件を選別し、聴取対象とする事案について、裁判官と書記官との間で共通認識を持つ必要があるとの意見もあった。

- 一律に希望を聴取する場合には、Forms も含めた参考事項聴取書等により希望を聴取するとの意見が多かった。

(被告本人)

- 仮に原告についてウェブ会議を実施することを検討する場合、被告（本人）の意見聴取はどのように行うかが協議されたところ、次の意見があった。
 - 訴状送達の際、期日呼出状又は意見聴取書において意見聴取をし、意見がある場合には期限内に回答するよう記載する（期限内に回答がなければ、原告側はウェブ会議になることがある旨を併せて記載するとの意見もあった。）。
 - 意見聴取の際、被告もウェブ会議が認められると誤解して、法廷に出頭しない事態が生じないように注意すべきである。

3 書記官事務

- ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を実施するに当たっては、そのための準備が必要となるが、書記官事務としてどのような検討をしているかについて協議された。
- 模擬のウェブ口頭弁論期日を実施し、書記官事務に関する事項として、機器の設置や操作、裁判官入廷までのチェック項目等を整理し、チェックリストの作成に向けた作業を実施しており、今後、論点を詰めてブラッシュアップしていくを考えているとの意見があった。
- 模擬をやってみたところ、法廷内の機器のセッティングに時間を要するほか、当日の本人確認や第三者が関与していないことの確認にも予想以上の時間がかかることが判明し、手順を systematic に整理する必要性を感じたとの指摘もあった。
- 機器の設置等について立会書記官 1 名では対応が難しい場合には、事務官の活用も考えられるとの意見があった。

第3 その他（判決言渡期日におけるウェブ会議の実施、通信障害があった場合の対応等）

1 判決言渡期日におけるウェブ会議の実施

- 判決言渡期日においては、法律上ウェブ会議を実施することは可能であるものの、当事者の出頭が必要的でないことに照らすと、相応の理由がない限りは、原則としてウェブ会議は実施しないとする意見が出され、異論はなかった。

2 通信障害があった場合の対応

- ウェブ会議の実施中に通信障害が発生した場合、ウェブ会議の方法により参加した当事者を出頭と取り扱うかどうかの基準としては、短時間でも映像が映り音声が聞こえる状況が生じた場合には、出頭の扱いにすることになるとの意見が多数を占めた。
- ウェブ会議の方法により当事者が出頭したと評価し得る場合であっても、通信障害の程度や意思疎通の状況に鑑みて、実質的なやり取りができたとはいえないときは、当該当事者が訴訟行為をしたと扱うことは困難であるが、その場合に、そのことを当事者の不利益に扱うのは相当でないので、期日の続行等をするとの意見が多かった。
- 当事者から「現在接続を試みているが、うまく接続できない。」といった電話連絡があったときは、その後の期日の入り具合にもよるが、次の事件と順序を入れ替えるとの意見や、ラウンド法廷を活用して電話会議に切り替えるとの意見、接続不良を見越した期日の入れ方をするとの意見があった。

3 その他

(1) ウェブ会議の接続先における会社担当者等の同席

- 当事者が法人である場合の会社担当者等について、ウェブ会議の接続先での同席・傍聴を認めるか否かが協議された。
- まず、ウェブロ頭弁論が認められても、法制審議会での議論等によれば、口頭弁論の傍聬はリアルの法廷で行うものであり、ウェブ会議での傍聬は認められないとされていることが前提として確認された。
- その上で、一定の事案では、ウェブ会議の接続先での会社担当者等の同席を認めるニーズがあるものの、これを「傍聬」として認めるとは法的な整理が難しく、仮に同席を認めるとしても、事実上の立会とする等、傍聬とは異なるものと整理する必要があるとの意見が複数あった。
- 民事局からは、昨年10月の民事訴訟規則の改正の際に、この点に関する明文の規定を設けなかったのは、法制審議会での議論状況等も踏まえて、会社担当者等のウェブ会議への参加は解釈・運用に委ねられる事柄であると整理したものである旨の説明がされた。

(2) ウェブ会議の方法による口頭弁論に係る本人確認等のタイミング

- 期日の円滑な進行のためには、期日前にあらかじめ接続テストを行い、その際に本人確認をすることが考えられるとの意見が多数を占めた。
- また、期日において身分証明書を示してもらって本人確認をする場合

や、ウェブ会議の接続先に第三者の関与がないことを確認するためにカメラを回して周囲を映してもらう場合、法廷の傍聴人等に見られてしまうことに配慮し、法廷内のディスプレイとは接続しないことが考えられるとの意見があった。

(3) ウェブ会議の方法による口頭弁論期日における書証の取調べの方法

- ウェブ会議の方法による口頭弁論期日において、ウェブ参加している当事者から書証原本の取調べの申出があった場合、裁判所としては、どのような方法で書証を取り調べることが考えられるかについて協議された。
- 挙証者において、写しを原本として提出する方法による書証の申出とすることで差し支えなければ、写しを原本として提出することには異論がなかった。また、相手方において原本に代えて写しを提出することに異議がなく、原本の存在や成立について争いがないときは、原本に代えて写しを提出する方法によることが考えられるとの意見があった。

他方、原本をウェブ画面越しで見せることにより、原本を提出したと扱えるのではないか（検証類似）との指摘もあったが、原本が裁判官の手元に物理的に提出されていない以上、原本が提出されたと扱うことはできないとの意見が多かった。

(4) 不規則発言等がされた場合の対応

- ウェブ会議の接続先で不規則発言等がされ、訴訟指揮に従わない場合には、警告した上で接続を切断することが考えられるとの意見や、このような場合には、ウェブ会議の相当性がないものと判断し、次回以降は現実の出頭を求める（出頭しなかった場合には欠席扱いとする）との意見があり、いずれも異論はなかった。

(5) ウェブ会議の方法による口頭弁論について傍聴席を映してほしいとの希望があった場合の対応

- ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を実施する場合に、ウェブ会議の接続先からも傍聴人の有無等が見られるように、傍聴席を映してもらいたいとの希望が述べられたときの対応について協議された。
このような要望が出るような事案については、そもそもウェブ会議の方法によることは相当ではなく、現実の出頭によるか、非公開の弁論準備手続等によることが望ましいとの意見に異論はなかった。

(6) 司法委員によるウェブ会議の使用方法

- 司法委員が別室で和解の試みの補助をするような場合であって、書記官等の職員が立ち会わないときは、Webex を利用する予定であることが

民事局から紹介された。

そして、実際のフローとしては、各庁の実情によるものの、一例として、①まず裁判官が Teams で口頭弁論を開始し、司法委員を関与させることとなった場合には、②当事者が Webex にログインし、司法委員は、Webex 用の端末が設置されている部屋に移動して手続に関与し、③司法委員の関与が終了した時点で、再び当事者が Teams に戻り、裁判官が口頭弁論の手続（次回期日の指定等）をするというイメージが共有された。

第4 地方裁判所と簡易裁判所、簡易裁判所相互の連携の在り方

1 地方裁判所と簡易裁判所の連携の在り方

- 今後簡易裁判所において運用が開始される予定のウェブ会議の方法による争点整理手続、口頭弁論期日等の準備に当たっては、地方裁判所と簡易裁判所が十分に連携を図る必要があることが確認された上で、次のような実例が紹介された。
 - ・ 地方裁判所の担当部と簡易裁判所との間で連携し、ウェブ会議の運用が先行している地方裁判所から情報提供を受け、ウェブ会議の見学等を実施している。
 - ・ 地方裁判所と簡易裁判所のほか、家庭裁判所等も参加して、ケース研究を実施している。
 - ・ 地方裁判所のPTが模擬ビデオや体験説明会等の様々な企画をし、出前で簡易裁判所に来て説明会を実施している。
 - ・ 地方裁判所のバックアップを受け、地方裁判所の運用を参考にしつつ、簡易裁判所の運用に係る執務要領を作成している。

2 簡易裁判所相互の連携の在り方

- 簡易裁判所は、それぞれ規模が大きく異なることから、大規模庁から小規模庁に対する連携や、同規模庁同士など、相互の連携を図る必要があることが確認された上で、次のような実例が紹介された。
 - ・ 本庁所在地の簡易裁判所が窓口となって、管内の他の簡易裁判所と連携を図り、互いに情報交換・共有をしている。
 - ・ 高裁所在地の簡易裁判所がトップランナーとして高裁管内に情報を還元しているほか、高裁管内の同じ規模の簡易裁判所同士でも連携している。

協議事項3 その他改正民事訴訟法の運用に關し検討すべき事項

1 従前の秘匿措置が講じられている事案において、秘匿決定の申立てを促すことが考えられる事案

- 当事者から新法による秘匿決定の申立てがされない限り従来の秘匿措置によることとし、当事者に対し、同申立てを促す必要はないものの、新法による方が望ましいと考えられる場合（事案の性質、訴訟の進行状況、秘匿事項等を含む書面提出の見込み、当事者の意向等）には、当事者に対し、同申立てを促すことも考えられるとの認識が共有された。

これに関連して、訴状における原告の住所として、原告代理人事務所の所在地が記載されている事案において、後の強制執行におけるつながり証明の便宜を考慮して新法の申立てを促したとの事例が紹介された。

2 原告の住所及び本名が記載された訴状（及び委任状）が提出された事案において、訴状受付後に住所等を秘匿したいとの申出があった場合

- 秘匿決定の訴状の氏名・住所の記載を代替氏名・住所に訂正する旨の訴状訂正申立書が提出されたとしても、被告に対し、訂正前の訴状も併せて送達する必要があると考えられるため、住所等の秘匿を希望するのであれば、いったん訴えを取り下げた上で、改めて訴えの提起と共に秘匿決定の申出をしてもらうとの意見があった。他方で、秘匿決定の申立て及び訴状の住所・氏名に係る閲覧等制限決定の申立てをしてもらった上で、訴状訂正申立書のみを送達すれば足りる（又は住所及び本名にマスキングをした訴状を併せて送達すればよい）との意見もあった。

令和 5 年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ
簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ
(令和 5 年 9 月 28 日)

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

配 布 資 料 目 錄

資料1 改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則（案）対照表（関連部分のみ抜粋）

資料2 法定審理期間訴訟手続（本手続）の事務フロー（例）

(令和5年度民事事件担当裁判官等事務打合せ（9月28日）)

改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則（案）対照表（関連部分のみ抜粋）

※ この民事訴訟規則（案）は、あくまでも現時点の民事局案にすぎず、今後、内容の変更があり得るものである。

民事訴訟法	民事訴訟規則（案）（新設）
第七編 法定審理期間訴訟手続に関する特則	第七編 法定審理期間訴訟手続に関する特則
（法定審理期間訴訟手続の要件）	（当事者の責務）
第三百八十二条 当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができ る。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでない。 一 消費者契約に関する訴え 二 個別労働関係民事紛争に関する訴え 2 当当事者の双方が前項の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟進行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当	第二百三十二条 当当事者は、早期に主張及び証拠の提出をし、法定審理期間訴訟手続の計画的かつ迅速な進行に努めなければならない。 （法定審理期間訴訟手続の申出等・法第三百八十二条） 第二百三十一条の三 当当事者は、法第三百八十二条（法定審理期間訴訟手続の要件）第一項の申出又は同条第二項後段の同意をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。 一 予想される主要な争点及び当該主要な争点に関連する事実 二 予想される主要な争点ごとの証拠 三 当当事者間においてされた交渉その他の訴訟に至る経緯の概要

事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が同項の申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。

- 2 前項の書面には、予想される主要な争点についての書証の写しを添付しなければならない。
- 3 第五十五条（訴え提起時の提出書類）第三項及び第四項の規定は、前項の書証の写しの提出について準用する。

3 第一項の申出及び前項後段の同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、

口頭であることを妨げない。

4 訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなす。

（法定審理期間訴訟手続の審理）

第三百八十二条の三 前条第二項の決定があつたときは、裁判長は、当該決定の日から二週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

- 2 裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 3 前条第二項の決定があつたときは、当事者は、第一項の期日

（法第三百八十二条の三第一項の期日ににおける手続等）

第二百三十一条の四 裁判所及び当事者は、法第三百八十二条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第一項の期日において、訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

- 2 裁判長は、前項の期日前に、当事者から、当該期日において訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うために必要な事項の聴取をすることができる。
- 3 裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

から五月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方

法を提出しなければならない。

4 裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

5 法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第一項の期日から六月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

6 法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第九十三条第

三項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（証拠の申出）

第二百三十一条の六 当事者は、法定審理期間訴訟手続における証拠の申出に当たつては、証明すべき事実の立証に必要な証拠を特に厳選して、これをしなければならない。

（法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項の確認
・法第三百八十八条の三）

第二百三十二条の七 裁判長は、法第三百八十二条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第四項の規定による確認をするために必要があるときは、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は防御の方法の要旨を記載した書面を提出することを当事者に命ずることができる。

（準備書面等の記載）

第二百三十一条の五 当事者は、法定審理期間訴訟手続において準備書面を作成するときは、主要な争点とこれに関連する事実とを明確に区別して、簡潔に記載しなければならない。

2 当事者は、前項の関連する事実の記載に当たつては、できる限り、主要な争点に関する重要な事実に限つて記載しなければならない。

2 法第三百八十二条の三第四項の規定により法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは、当該事項を電子調書に記録しなければならない。当該事項が期日外において確認されたときは、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官は、裁判所書記官に電子調書を作成させ、これに当該事項を記録させなければならない。

(通常の手続への移行)

第三百八十二条の四 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

- 1 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。
- 2 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- 3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 4 訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(通常の手続への移行・法第三百八十二条の四)

第三百八十二条の八 法第三百八十二条の四(通常の手続への移行)第一項第一号の申出は、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

- 1 法第三百八十二条の四第一項の決定があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、訴訟が通常の手続に移行した旨を当事者に通知しなければならない。

(法定審理期間訴訟手続の電子判決書)

第三百八十一條の五 法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、第三百八十一條の三第四項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。

(控訴の禁止)

第三百八十一條の六 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しても、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に對しては、この限りでない。

(異議)

第三百八十一條の七 法定審理期間訴訟手続の終局判決に對しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不变期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 第三百五十八条から第三百六十条まで及び第三百六十四条の規定は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

(法定審理期間訴訟判決の表示)

第二百三十二条の九 法定審理期間訴訟の電子判決書には、法定審理期間訴訟判決と表示しなければならない。

(異議・法第三百八十一條の七)

第二百三十二条の十 第二百十七条（異議申立ての方式等・法第三百五十七条）及び第二百十八条（異議申立て権の放棄及び異議の取下げ・法第三百五十八条等）の規定は、法第三百八十一條の七（異議）第一項の異議について準用する。

第三百八十二条の八 適法な異議があつたときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

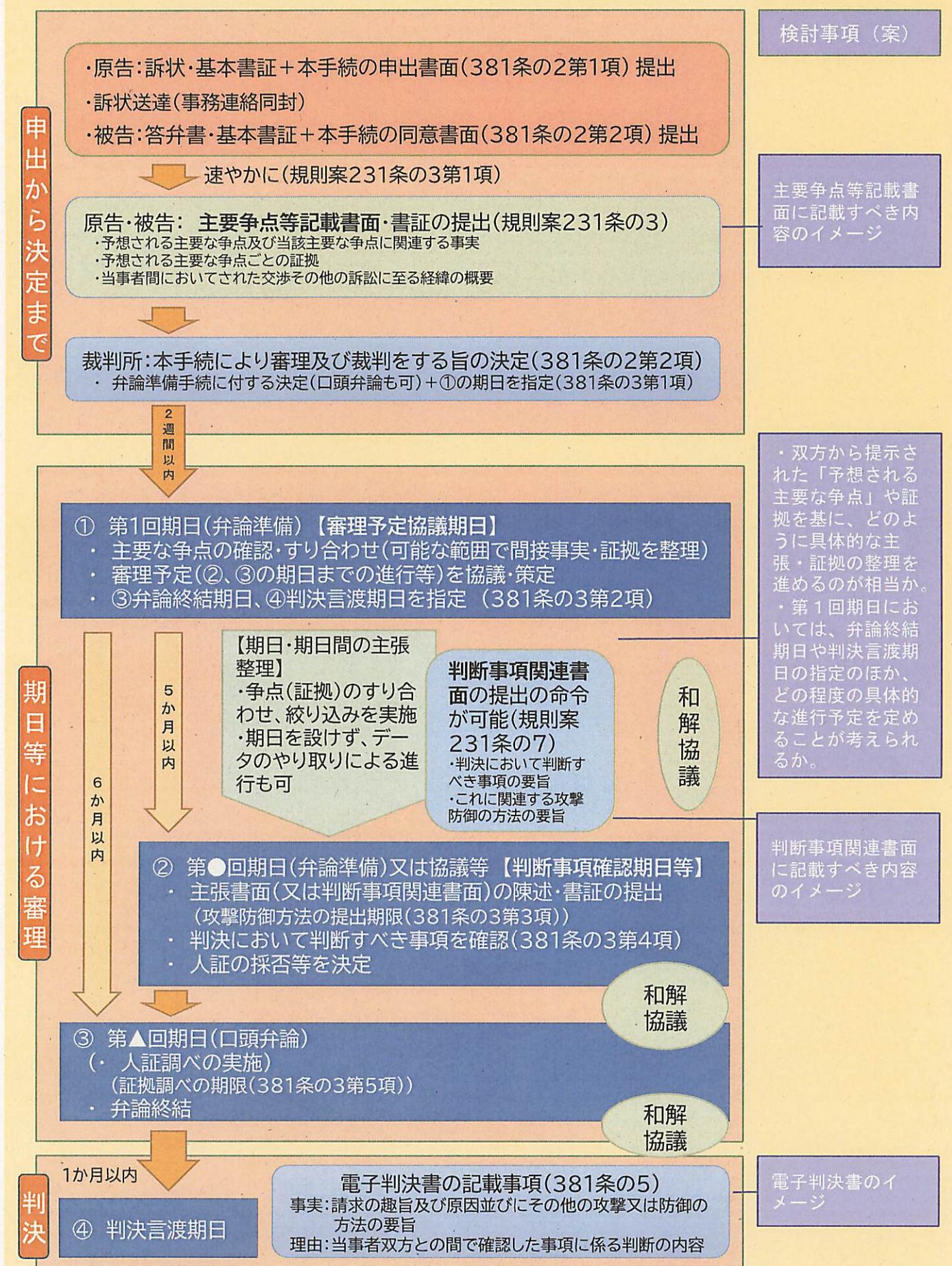
2 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

3 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができ

る。

4 第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

法定審理期間訴訟手続(本手続)の事務フロー(例)



令和5年度民事事件担当裁判官等事務打合せ等（9/28）

協議結果要旨のポイント

協議事項Ⅰ 法定審理期間訴訟手続の運用に向けて検討すべき事項

第1 今後重点的に検討を進めるべき具体的な事項（資料2参照）

運用イメージの検討に際して意識すべき点

- 通常の訴訟の場合以上に、訴訟の進行に必要な作業を当事者に求めることが可能である。
- どのような書面提出・手続進行がされれば、本手続に沿う審理判断ができるかという視点が必要

① 主要争点等記載書面に記載すべき内容のイメージ

- 主要な争点、関連する重要な間接事実、証拠を記載（箇条書きも可）
- 具体的な記載が望ましいが、当事者の負担とのバランスをとる。

③ 判断事項関連書面に記載すべき内容のイメージ

- 主要争点等記載書面や裁判所が準備したフォーマットに、審理に応じて加筆修正。重いものは不要
- 主要事実のほか、当事者が重要と考える間接事実を記載

② 主張・証拠整理の進め方・進行予定の定め方

（審理予定協議期日において）

- 序盤の口頭協議の手法を参考に、要件事実や主要な争点を確認する。事案により、担当者等から事情聴取
- 終結までの期日を一括指定

④ 判決書のイメージ

- 事実の記載は、当事者作成の書面を活用
- 争点に対する判断に重点を置くべき。認定事実は、争点毎に必要な範囲内で記載

第2 各庁における今後の検討の進め方

① 工夫例・実践例

- 例1：審理序盤の口頭協議において、6ヶ月以内に心証開示をする旨説明し、スケジュールを立てて審理を進める。
- 例2：具体的な審理期間は設定しないが、早期に争点整理を進めて心証開示する旨説明した上で審理を進め、当事者の協力を得ている。

※ 実践結果：早期に解決できた。未済事件が減った。

② 今後の検討の進め方

- 弁護士会との協議に先立ち、具体的な運用イメージを裁判所内部で形成することが重要
 - そのために、適する事案を用いて現行法下で試行しつつ、書面のイメージを検討して具体化させる必要がある。
 - 先行して検討している府の状況を共有
- 「納期」を意識した審理は、審理運営改善の取組に通じる話であり、そのような観点を意識して審理運営改善を実践することにより、将来的に弁護士会との協議においても、実感を伴った働きかけをすることができる。

協議事項2 ウェブ弁論の運用に向けて検討すべき事項

第1回口頭弁論期日において、原告代理人はウェブ会議を希望し、被告は本人訴訟であるという場面を想定

第1 第1回弁論をウェブ会議で実施するかの考慮要素

原告代理人	被告本人
<ul style="list-style-type: none">➤ 基本的にウェブ会議の利用の相当性を肯定し得るが、期日の指定状況や機器設営の負担の程度等との兼ね合いはある。➤ <u>例外</u>：出頭を求める方向となり得る考慮要素は次のとおり<ul style="list-style-type: none">・ 原本取調べが必要であること・ 原告代理人がウェブ会議、被告本人が出頭することに対する被告本人の（予想される）反応等に鑑み、円滑な審理に支障を来すおそれがあること・ 原告代理人からのウェブ会議希望の申出がされるのが遅く、準備が困難であること	<ul style="list-style-type: none">➤ 基本的に少なくとも初回は現実の出頭を求める。➤ <u>例外</u>：初回からウェブ会議利用を認める方向となり得る考慮要素は次のとおり<ul style="list-style-type: none">・ 遠隔地居住（管内面積が広い、交通アクセスが悪い、合意管辖により被告住所地が管外である等）・ 要警備事案、障害等の要配慮事案

第2 第1回弁論をウェブ会議とする際の留意点

期日指定の在り方	意見聴取の方法
<ul style="list-style-type: none">➤ ウェブ弁論専用の時間枠を設けてウェブ弁論期日を集中的に実施する方法<ul style="list-style-type: none">☞ 期日指定の仕方<ul style="list-style-type: none">・ 複数期日につき、少しずつ時間をずらして期日指定・ 順次接続するので待機してほしい旨を事前にアナウンスしつつ、同一時刻で期日指定➤ 機器を庁内で合理的に利用するためには、機器が利用可能な曜日・法廷を設定し、部や係毎に適宜割り振る等、庁の実情に応じた検討が必要【簡裁】<ul style="list-style-type: none">➤ 複数の事件を抱える同一業者である原告につき、専用の時間枠を設ける方法	<p>【原告代理人】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 参考事項聴取書等により、期日指定の時までに一律に希望の有無を聴取する方法（期日の時間枠に指定するか選別するため）➤ 意見聴取する事件を選別する方法（必ずしも希望通りにウェブ会議を実施する訳ではないため） <p>【被告本人】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 期日呼出状又は意見聴取書により意見聴取（期限内に回答がないと原告側はウェブ会議になることがある旨併記）

第2 (続き)

書記官事務

模擬の期日を実施。機器の設置や操作、入廷までのチェック項目などを整理し、チェックリスト作成

第3 その他

判決言渡期日におけるウェブ会議

- 原則として実施しない。

通信障害時の対応

【出頭したと扱うか】

- 短時間でも映像が映り音声が聞こえる状況が生じた場合には、出頭扱い

【その後の訴訟行為】

- 実質的なやり取りができる場合、訴訟行為をしたと扱うのは困難であるが、そのことを当事者の不利益に扱うのは相当ではない（期日続行を検討）。

会社担当者の同席

- 一定の場合には、ウェブ会議の接続先での会社担当者等の同席を認めるニーズがある。
- もっとも、この同席を傍聴と整理することは困難であり、事実上の立会とする等、傍聴とは異なるものと整理する必要がある。

本人確認のタイミング

- 期日の円滑な進行のためには、期日前の接続テスト時に実施することが考えられる。
- 期日で身分証明書を示して本人確認をする場合、法廷等の傍聴人等に見られないように配慮することが考えられる。

接続先の書証の取調べ方法

- 写しを原本とする方法
- なお、原本に代えて写しを提出する方法とする考え方もある。

不規則発言への対応

- 不規則発言等がされ、訴訟指揮に従わない場合、警告の上、接続を切断する。
- 次回以降は現実の出頭を求める（不出頭の際には欠席扱いとする）。

第4 地裁と簡裁、簡裁相互の連携の在り方

- 地裁と簡裁が十分に連携を図る。
(具体例)
 - 地裁の担当部と簡裁との間で連携し、情報提供をしたり、ウェブ会議の見学等を実施
 - 地裁PTが模擬ビデオや体験説明会等を企画
 - 地裁の運用を参考に、簡裁の執務要領を作成
- 大規模庁から小規模庁、同規模同士等、簡裁相互の連携を図る。
(具体例)
 - 本庁所在地の簡裁が窓口となり、管内の他の簡裁と情報交換
 - 高裁所在地の簡裁が高裁管内に情報還元。同規模の簡裁で連携